

認知症カフェ PR 事業の運用に関する基準

1. 目 的

認知症カフェを自主的に取り組む団体等の支援のために、市内で実施している認知症カフェ一覧を作成し、窓口配布やホームページに掲載をすることによって認知症カフェの周知を図ることを目的に下記のとおり基準を定めることとする。

2. 登録区分

以下の登録区分により、認知症カフェ一覧へ掲載する。

(1) 定期開催

基準を満たした認知症カフェを年に4回以上開催する。

(2) イベント開催

基準を満たした認知症カフェを年に1回～3回開催する。

3. 基 準

認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集うことができる場づくりや情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるものであり、かつ、以下に掲げる要件をおおむね満たすものをいう。ただし、(2)から(4)に掲げる要件にあっては、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

(1) 主な活動内容は、アからウとする。

ア カフェ形式に机や椅子等を配置し、認知症の人及びその家族等が気軽に集い、安心して利用できる場を提供すること。

イ 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供すること。

ウ 介護者同士などが気軽に交流できること。

(2) 市内の利用者が参加しやすい場所（交通の便が良い、気軽に入りやすい等）で開設することとし、10人以上の参加者が共に集えるスペースを確保すること。

(3) 1回あたりの開設時間は2時間以上とすること。

(4) 運営スタッフ数は3人以上とすること。

(5) 地域に開かれた場になるよう努めること。

(6) 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。

4. 団体要件

次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ(3)から(5)の要件を全て満たす認知症カフェを運営する団体等であること。

(1) 市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績があること。

(2) 市内に所在する地縁団体、NPO法人又は市が認める団体等であること。

- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、もしくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

5. 周知方法

周知方法については、市ホームページ掲載、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、認知症サポーター養成講座、認知症家族交流会、認知症カフェなどを通じて実施する。

6. 公開区分

認知症カフェ一覧へ掲載する内容は下記のとおりとする。

- (1) カフェの名称
- (2) 運営団体名
- (3) 問合せ先
- (4) 住所
- (5) 開催日時、頻度
- (6) 収容人数
- (7) 事前予約有無

※事前予約が参加条件ではなく、無しの方でも参加できるスペースは必要です。

- (8) 参加費
- (9) PR 内容

7. 申 請

- (1) 新たに認知症カフェ PR 事業への登録を希望する団体は、以下の書類を提出し、申請する。
 - (i) 認知症カフェ PR 事業申請書（別添 1）
 - (ii) 認知症カフェ運営実施計画書（要綱第 2 号様式）
 - (iii) 団体等概要書（要綱第 4 号様式）
 - (iv) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿（任意様式）
- (2) 過去に認知症カフェ運営補助金交付事業又は PR 事業の申請を行って、可否決定通知を受けた団体は、上記の(ii)から(iv)の書類に変更が生じない場合は、提出を省略することが出来る。

8. 可否決定

審査後、登録が可能な場合は、「船橋市認知症カフェ PR 事業可否決定通知書」（別添 2）にて各団体へ、可否の通知を行う。

9. 登録内容の変更

認知症カフェの一覧に掲載されている内容に変更が生じる場合は、「船橋市認知症カフェ PR 事業変更届」(別添3)を速やかに提出すること。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年5月1日から施行する。

別添 1

船橋市認知症カフェPR事業申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

連絡先（電話）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の内容を認知症カフェの一覧チラシへ掲載することを希望いたします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

運営団体名	問合せ先	
カフェの名称	開催日時、頻度、収容人数	
住所		事前予約 有・無
PR		参加費

別添 2

船橋市認知症カフェ PR 事業可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のありました船橋市認知症カフェPR事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 掲載する
- 2 掲載しない
理由

別添 3

船橋市認知症カフェPR事業変更届

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

認知症カフェの一覧チラシへの掲載内容について、変更したいので届け出ます。

記

1. 変更内容